

建築確認申請や不動産取引のために事前調査等をしている方へ

# 建築等に際しての道路の調査方法について

都市計画区域内等における建築物の敷地は、建築基準法（以下「法」という。）による道路に2m以上接していなければなりません。建築確認申請や不動産取引等に際し、敷地の接する道路の種別、名称、幅員等の調査をする場合は、以下を参考にしてください。

なお、ここに示す調査方法は、茨城県の管轄する市町村の区域に限ったものです。特定行政庁である市（水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市）の区域については、各々の市にお問い合わせください。

## ■道路調査の流れ

※まずは、[いばらきデジタルまっぷ指定道路地図（指定道路図及び指定道路調書）](#)をご覧ください。

法42条1項5号（位置指定道路）と法42条2項（みなし道路）の指定状況が確認できます。

※そのうえで、下記の①→②の順で調査を進めるとスムーズです。

いばらきデジタルまっぷ  
指定道路地図



### ① 道路の基礎調査

道路管理部局等で道路名称、幅員、区域等を確認



### ② 道路種別の調査

①の情報をもとに法の道路に該当するかを確認

## ■問合せ・相談先

※道路名称、幅員、区域、境界、認定（指定）番号などの調査は、①道路の基礎調査欄の問合せ・相談先にお問合せください。

※法の道路に該当するか、何号道路に該当するかなどは、②道路種別の調査欄の問合せ・相談先にお問合せください。

※私道の道路種別のお問合せ・ご相談の際は、あらかじめ土地の登記事項証明書や公図等をご準備ください。

幅員	① 道路の基礎調査		② 道路種別の調査	
	道路名称、幅員、区域等	問合せ・相談先	法の該当条項	問合せ・相談先
4 m 以上	国道（4号、6号、50号、51号）	関東地方整備局 ・常陸河川国道事務所 ・宇都宮国道事務所	法42条1項1号 （道路法による道路）	※道路法による道路（国道・県道・市町村道）で4m以上のものは、法42条1項1号になります。 ※疑義がある場合は、以下にご相談ください。 茨城県 ・県央建築指導室 ・各県民センター建築指導課
	国道（上記路線以外）	茨城県		
	県道	・各土木（工事）事務所		
	市町村道	各市町村 ・道路担当課		
	都市計画法による道路（開発行為による道路など）	※開発行為により築造された道路は、各開発許可権者 茨城県	法42条1項2号 （都市計画法等による道路）	※都市計画法等により築造された道路で4m以上のものは、法42条1項2号になります。 ※疑義がある場合は、以下にご相談ください。 茨城県 ・県央建築指導室 ・各県民センター建築指導課
	土地区画整理法による道路	・県央建築指導室		
	旧住宅地造成事業に関する法律による道路	・各県民センター建築指導課		
	都市再開発法による道路	各事務処理市町村 ・開発許可担当課		
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による道路	※各法律の事業により築造された道路は、各事業の施行者		
	法第3章の規定が適用された際、既に存在した道	法定外道路（里道、赤道）	各市町村 ・道路担当課	法42条1項3号 （既存道路） （法以前道路）
私道		※土地の登記事項証明書や公図等でご判断ください。		
2年以内に事業執行予定で、特定行政庁が指定した道路	茨城県 ・土木部都市局建築指導課	法42条1項4号 （予定道路）	茨城県 ・土木部都市局建築指導課	
築造者の申請に基づき、特定行政庁が位置の指定をした道路	茨城県 ・県央建築指導室 ・各県民センター建築指導課	法42条1項5号 （位置指定道路）	※いばらきデジタルまっぷ指定道路地図（指定道路図及び指定道路調書）で指定状況を確認できます。 ※疑義がある場合は、以下にご相談ください。 茨城県 ・県央建築指導室 ・各県民センター建築指導課	

4m未満の道は、裏面へ

表面の続き

幅員	① 道路の基礎調査		② 道路種別の調査	
	道路名称、幅員、区域等	問合せ・相談先	法の該当条項	問合せ・相談先
1.8m以上4m未満	市町村道	各市町村 ・道路担当課	法42条2項 (みなし道路)	※いばらきデジタルまっぷ指定道路地図(指定道路図及び指定道路調査)で指定状況を確認できます。 ※青色表示が法42条2項として調査済みの道路です。青色表示でないなど疑義がある場合は、以下にご相談ください。  茨城県 ・県央建築指導室 ・各県民センター建築指導課
	法定外道路(里道、赤道)			
	私道	—  ※土地の登記事項証明書や公図等でご判断ください。		
	他法令等で築造された道(土地改良法による道路、港湾法による道路など)	当該道の管理者	※上表までにあてはまらない場合、法の道路にならない	茨城県 ・県央建築指導室 ・各県民センター建築指導課

### ■ 建築確認申請時の道路に関する明示方法

※建築確認申請書及び建築計画概要書の配置図には、道路幅員を図示したうえで、以下のとおり明示するようにご協力ください。

◎下表の **道路種別** + **道路名称** + **認定番号等** を明示してください。(例) 法42条1項3号 法定外道路 調査番号〇〇

道路種別	道路名称	認定番号等
法42条1項1号	国道、県道、市町村道	道路認定番号(〇号、〇号線)を併記
法42条1項2号	都市計画法による道路(開発行為による道路など)、旧住宅地造成事業に関する法律による道路、土地区画整理法による道路、都市再開発法による道路、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による道路、密集市街地整備法による道路	許可(認可)条項・許可(認可)番号・日付を併記
法42条1項3号 (既存道路、法以前道路の併記も可)	私道、法定外道路(里道や赤道の明示も可)など	調査(管理)番号等(*)があれば併記
法42条1項4号 (予定道路の併記も可)	県道予定道路、市町村道予定道路など	指定番号・日付を併記
法42条1項5号 (位置指定道路の併記も可)	—	指定番号・日付を併記
法42条2項 (みなし道路の併記も可)	市町村道、私道、法定外道路(里道や赤道の明示も可)など	市町村道は道路認定番号(〇号線)を併記 調査(管理)番号等(*)があれば併記
建築基準法外道路 (建築基準法の道路でない場合)	市町村道、私道、法定外道路(里道や赤道の明示も可)、土地改良法による道路、港湾法による道路など	市町村道は道路認定番号(〇号線)を併記 調査(管理)番号等(*)があれば併記

(\*) 調査(管理)番号等は、特定行政庁が道路を調査した際の番号や日付です。

### ■ 連絡先一覧

茨城県の機関名	所管市町村
土木部都市局建築指導課 県央建築指導室 〒310-8555 水戸市笠原町978番6(県庁1階) 電話 029-301-4784(直)	笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北県民センター 建築指導課 〒313-0013 常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎内) 電話 0294-80-3344(直)	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター 建築指導課 〒311-1593 鉾田市鉾田1367番3(鉾田合同庁舎内) 電話 0291-33-4113(直)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南県民センター 建築指導課 〒300-0051 土浦市真鍋五丁目17番26号(土浦合同庁舎内) 電話 029-822-8519(直)	石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター 建築指導課 〒308-8510 筑西市二木成615(筑西合同庁舎内) 電話 0296-24-9152(直)	結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
土木部都市局建築指導課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6(県庁20階) 電話 029-301-4727(直)	